

令和 7 年度東京都多重債務問題対策協議会

相談部会（第 28 回）

議事録

令和 7 年 7 月 8 日（火）

東京都消費生活総合センター 17 階教室 I ・ II

午前10時28分開会

○高村相談課長 定刻まであと1～2分あるのですが、皆様お揃いになりましたので、少し早いのですけれども、始めさせていただければと思っております。よろしいでしょうか。

ただいまから第28回相談部会を開催いたします。

本日は、委員及びオブザーバーの皆様には大変お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は東京都消費生活総合センター相談課長の高村でございます。本日は進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐々木課長代理 同じく事務局の相談課課長代理の佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 本日の相談部会は12時を終了予定としております。御協力をお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、本部会の会長でもあります小菅東京都消費生活総合センター所長から御挨拶を申し上げます。

○小菅部会長 皆様、おはようございます。相談部会長の小菅でございます。

皆様方には日頃より東京都の消費生活行政の推進に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

また、本日はお忙しい中、相談部会に御出席いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、都内の消費生活センターで受け付けた多重債務相談の件数は、令和2年度以降増加傾向にございます。特に最近では20代・30代の若い人が契約当事者となっている割合が増えております。債務の理由としては収入不足が多い一方で、副業や投資詐欺のような悪質商法が絡んでいる場合や、ギャンブル・買い物依存が増加しており、社会情勢と相まって問題が複雑化・多様化し、深刻さを増していると感じております。

多重債務問題は生活困窮や自殺問題などにつながるため、法律の専門家、福祉分野・金融分野の連携など、幅広い視野が必要となります。本日の相談部会では多重債務問題の最前線で相談を担当する各分野の専門家の皆様と情報を共有し、意見を交わしてまいります。少しでも多重債務に苦しむ人を減らしていくように知見を広げていくとともに、さらに緊密な連携を図ることができればうれしく思います。それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 現在、東京都はペーパーレスに取り組んでおります。本部会もタブレッ

トに資料を入れておりますので、御協力をお願いいたします。

本部会は協議会設置要綱第9に基づき公開となります。発言者の氏名入りで、議事録を東京都のホームページに掲載させていただきますので御了承お願いいたします。

まず、委員の御紹介ですが、今年度の初回となりますので委員名簿に沿ってお名前を読み上げます。恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方は簡単な自己紹介をお願いいたします。

名簿の順となります。

東京弁護士会、松原委員は本日所用のため御欠席となります。

第一東京弁護士会、田中委員でございます。

○田中委員 第一東京弁護士会の弁護士の田中です。法律相談を通じて多重債務問題に取り組んでおります。よろしくお願ひします。

○高村相談課長 第二東京弁護士会、笹森委員でございます。

○笹森委員 第二東京弁護士会の笹森と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 東京司法書士会、安藤委員でございます。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。5月まで役員でしたが、役員を退任いたしましたので、今日は委員会の一委員という肩書きで参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 日本司法支援センター、生田委員でございます。

○生田委員 日本司法支援センターの生田と申します。東京の地方事務所の副所長という立場で民事法律扶助を担当しております。法テラスでは、資力に乏しい方、一定の収入や資産が基準額以下の方について無料の法律相談ですとか、弁護士や司法書士を代理人にしたり、あるいは書類を作成してもらうということについての費用の立替えを行っております。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、中村委員でございます。

○中村委員 今回から参加させていただくことになりました中村と申します。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 日本クレジットカウンセリング協会、米澤委員でございます。

○米澤委員 米澤でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○高村相談課長 足立区、石鍋委員の代理出席として、足立区消費者センター神原所長、お願ひいたします。

○神原所長 足立区消費者センターの神原と申します。本日は産業経済部長の石鍋の代理でまいりました。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 八王子市市民部消費生活センター所長、奈良委員でございます。

○奈良委員 奈良です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 瑞穂町協働推進部産業経済課長、水村委員でございます。

○水村委員 4月の異動でこちらにまいりました瑞穂町の水村と申します。勉強させていただきます。今後ともよろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 続きまして、オブザーバーの皆様です。

日本貸金業協会、菅原様、よろしくお願ひします。

○菅原オブザーバー 日本貸金業協会の菅原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 財務省関東財務局、岩崎様、お願ひします。

○岩崎オブザーバー 東京財務事務所の岩崎と申します。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 それでは、東京都側の委員を紹介いたします。

福祉局生活福祉部地域福祉課長、小林委員、お願ひいたします。

○小林委員 皆様、いつもお世話になっております。福祉局地域福祉課長の小林と申します。私どものところでは本日御報告させていただきます生活再建部会、それから、職員の方向け、関係者向けの研修を担当しております情報連絡部会を所管しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 産業労働局金融部貸金業対策課長、野呂委員でございます。

○野呂委員 野呂と申します。貸金業部会を所管しております。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 生活文化局消費生活部企画調整課長、阿部委員でございます。

○阿部委員 おはようございます。阿部でございます。協議会の親会を担当しております。よろしくお願ひします。

○高村相談課長 続きまして、東京都側のオブザーバーでございます。

保健医療局保健政策部健康推進事業調整担当、小澤課長でございます。

○小澤オブザーバー 保健医療局で自殺対策を担当しております小澤と申します。よろしくお願ひします。

○高村相談課長 生活文化局消費生活総合センター、福岡消費生活専門課長でございます。

○福岡オブザーバー 消費生活専門課長の福岡でございます。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 委員は以上となります。

それでは、本日の配付資料につきまして事務局から確認をさせていただきます。

○佐々木課長代理 本日の配付資料について確認させていただきます。

お手元に配付しております次第に記載のとおり、資料1から資料12までございます。

外部の委員の皆様には、タブレットに冊子資料以外の資料タイトルがあるか御確認いただきたいと存じますようお願いいたします。資料9-2は小冊子になっております。あと、資料7-2から7-4ですが、こちらは電子ファイルのほかに、関東財務局様から紙の資料もいただいておりますので、併せて配付させていただきました。

また、本日初めての委員の方には委嘱状も置かせていただいております。よろしくお願ひいたします。

資料についての不備やタブレットの操作について不具合や御不明点がございましたら、手を挙げていただければ、職員からお声がけさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 資料を御確認いただけましたでしょうか。

それでは、議事に入ります。

初めに、次第1、報告事項（1）東京都消費生活総合センターからの報告について事務局課長代理の佐々木から御説明申し上げます。

○佐々木課長代理 資料1～3まで、東京都消費生活総合センターの令和6年度の多重債務に関する相談状況を報告させていただきます。

まず、資料1の図1、相談件数の推移となっています。平成29年度から令和2年度まで、相談件数は400件を下回っておりましたが、令和3年度以降は400件を超え、現在は500件近い相談が寄せられています。令和6年度の多重債務に関する相談件数は、令和5年度より12件少ない468件となっております。

月別の相談件数になります。見ていただきますと9月と3月が多いですが、これは毎年9月と3月に特別相談「多重債務110番」を行っていることが理由と考えております。

令和6年度の多重債務の相談の特徴ですが、表2、契約当事者全体別件数を見ますと、過去5年にわたり30歳以下の若い世代からの相談が少しづつ増えてきています。

続きまして、資料2、東京モデルの実施状況についてです。令和6年度は53件の実績があり、令和5年度と比べて29件の減となっております。休みが取りにくいなどの理由

で、自分で直接専門家の方とスケジュールを調整したいと希望する方が多くなっており、専門家の連絡先の紹介にとどめる場合が多いと聞いております。

相談者の分析等については、資料の関連する箇所を御覧いただければと思います。

続いて資料3ですが、今年3月の特別相談「多重債務110番」の実績報告になります。結果の概要を御覧ください。3月3日、4日の2日間で寄せられた相談件数は、東京都消費生活総合センターが49件、区市町の消費生活センターが39件、弁護士会、司法書士会、法テラスなどの法律相談窓口が92件、合計180件という結果になりました。

東京都消費生活総合センターに寄せられた49件の分析に関しては、20歳代、30歳代の相談があわせて14人と、若い人からの相談が今回は多くみられました。

1月の相談部会と貸金業部会の合同会議の際に、3月の特別相談にむけて動画で周知をするとお知らせさせていただきました。明確な関連があるかどうかは分析できませんでしたが、多少効果があったのではないかと考えております。

また、1人当たりの債務金額も多くなっており、若い人などでも投資詐欺や副業などの悪質商法で契約した結果として、高額債務を抱えてしまうという傾向にあるようです。

具体的な事例につきましては、資料3の2枚目のページに記載があります。後ほど御覧いただければと思います。

東京都消費生活総合センターからの報告は以上でございます。

○高村相談課長 続きまして、報告事項2、各団体機関からの御報告に移らせていただきます。

まず、報告事項があると回答いただきました委員から御報告をお願いいたします。それぞれ5分程度で御報告をいただければと存じます。

初めに、東京司法書士会、安藤委員からお願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。

東京司法書士会では四谷と立川で相談センターを設けておりまして、その中には債務に関する相談も受け付けております。ただ、特に統計上目立った変化はなく、おおむね同じような感じで推移しているということで聞いております。私は名簿にありますとおり、救援法律相談対策委員会という耳慣れない長い名前の委員会に属しておりますが、これは住居がない方とかが、23区内にあります更生施設とか、緊急一時保護センターとかに出前相談をしていて、そこで相談を受けるということをやっておるのですが、相談の8~9割ぐらいが債務に関するもので、事実上債務整理の部署に近いような形になっております。

そこで、統計というわけではないのですけれども、体感、肌感覚の話になるのですが、若い方が結構多くなっているかなというのが一つ、あと、以前施設で、何で借金ができたのかという話を聞くと、浮ついたお金と俗にいう言い方ですけれども、飲む、打つ、買うみたいなお金の使い方がかつてはよくあったのですけれども、最近はそういう浮ついた要素が全くない、ただただ鬱病、失業みたいな形で、聞き取っても遊ぶお金が全く出てこないというような方が結構いるのかなというのを感じております。

あと、これは後で意見交換のときに言ったほうがいいのかなと思うのですけれども、5分いただいだのでお話ししますと、そもそもなぜ更生施設とか、緊急一時とかに入ったのかというと、借金がある、取り立てが来てどうしていいか分からなくなって飛び出してしまって、それで施設に来る。大家さんが困るとかいうことが全く想像できていないのです。

東京都で東京都の宅建業者を管理されていると思うので、これは単純に思いつきみたいな形になってしまふのですけれども、生活保護とかの方が単身でお住まいになるときに、宅建業者から重要事項説明とかをする中で、そのときにそういう注意喚起みたいなことをしてもいいのかなと、大家さんが困ると思いませんでしたかとか、大家さんは勝手に荷物を出せないですという話をすると、それを知っていた人が1人もいないのです。

大家が勝手に荷物は処分してくれるだろうとみんな思っているのですけれども、皆さんも御承知のとおり、大家さんは大変な思いをするわけです。強制執行とかをやらなくてはいけないわけなので、そこに対する想像が全然働いてなくて、ただ出てしまっていて、大家さんも大変な思いをするし、債権者の皆さんも困るだろうし、誰も得しないということで、情報提供できたら、少しでも未然に防げれば施設も利用しなくて済むかも知れないしということを最近考えた次第です。

御報告としては以上となります。

○高村相談課長 ありがとうございました。

続きまして、日本司法支援センター生田委員お願いいたします。資料4になります。

○生田委員 資料4に基づいて御説明いたします。

これは法テラス東京の中での業務実績ということで、法律相談援助というのは無料の法律相談、代理援助というのは弁護士・司法書士を代理人についてその費用を立て替えるという援助でございます。

全国的に見ると法律相談援助は大体30万件、東京が12~13%、代理援助は年間で10万件、東京が14~15%となっています。

見ていただきたい数値としては、一番左の27年度は多重債務の案件が30%ぐらいでした。それが令和5年度には43.7%になっていて、全国的にも大体同じくらいの数値となっているのが法律相談援助の中身です。

代理援助についてはどうかというと、多重債務は50%ぐらいだったのが、令和5年度は60.3%になっている。その約7割が破産で、約3割が任意整理ということです。

逆に家事事件が27年度、代理援助で30%近くあったのが、令和5年度は25%ということで、多重債務と家事事件で85%、全国だともう少し多くなりますが、それぐらいを占めていて、いわゆる損害賠償請求などの金銭事件というのは7~8%ぐらいしかない。

ですから、いわゆる資力に乏しい方という前提がありますが、そういう法テラス利用の大半が多重債務事件で、あと、二十数パーセントが家事事件になっている状況です。

私も弁護士なのですが、破産や債務整理の相談を受けると、コロナ禍における総合支援資金や緊急小口資金が債務の中に入っていることが今は非常に多い。右側の法律相談援助や代理援助の推移を見ていただくと、コロナ禍で代理援助などは数字が減っているのです。これは一部分を切り取った形になるかもしれません、先ほど申し上げたようなコロナ貸付等の援助で何とか持ちこたえてきた人が、回収の段階に回ったときに、これは無理だということで破産や任意整理に入っていくという傾向が見られます。今後も多重債務に関する援助は非常に重要になってきますので、そういう前提での対応が必要かと思います。

もう一つ、細かいのですが、資力に乏しい方に限らない情報提供という業務を行っていて、これはコールセンターと各地の地方事務所で行っているのですが、コールセンターが年間40万件位、電話での問い合わせやメールでの問い合わせも合わせてそれぐらいあります。地方事務所には20万件位です。その中でも多重債務の相談が増えていると感じているところです。

私からの報告は以上です。

○高村相談課長 ありがとうございました。

続きまして、日本クレジットカウンセリング協会、米澤委員、お願いいいたします。資料5になります。

○米澤委員 それでは御説明いたします。今日初めての方もいらっしゃいますので、これはどういう協会なのかと思っていらっしゃる方もおありかと思います。私どもは多重債務を負っている方から電話相談を受けまして、その中でも特に任意整理になじむ御相談に応じています。

債務を自分で返していこうという方の御相談に応じるため、消費生活の資格を持った相談員と弁護士の2人がペアになり、面談しながら債務の返済計画を作る。これができましたら、弁護士が債権者と折衝して和解契約を結び、それに基づいて返済をしていただく。そのフォローもする。そういったことに取り組んでいます。

資料には私どもの協会の業務指標を挙げています。1ページ目、これは毎月の電話相談の件数で、もちろん月ごとにでこぼこはありますが、コロナのときに落ち込んだのが徐々に戻っていく傾向が見られるかと思います。

次の2ページは年度単位での数字です。6年度に電話相談が5,000件に近づきつつある傾向が見られます。

次のページは借入目的です。毎年似たような傾向ですが、今年注意したい着目点がギャンブルで、これを借入目的として挙げた人が突出しているのが特徴になっています。

私どもに来られる方は生活費の補填ですか、失業などによって収入が減ったという方が一番多いのですが、その中で、数としては少ない中でもギャンブルを挙げた方が多くなってきたということです。

借入目的を男女別に見たのが次のページです。ギャンブルを挙げた人は、女性ではもともと数が非常に少なかったところ、なお数は減っていますが、男性の3割ぐらいが借入目的としてギャンブルをあげていて、この辺が今後どうなるか要注意かなと思っております。

そのほかの裁判所の統計ですか、そもそもの統計を挙げておりますので、また御覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

○高村相談課長 ありがとうございました。

続きまして、日本貸金業協会、菅原センター長様、よろしくお願ひいたします。資料6になります。

○菅原オブザーバー 日本貸金業協会、昨年度の資金需要者等からの相談について、資料6で御説明いたします。

1ページ、相談・苦情・紛争概要です。2024年度の資金需要者等からの相談受付件数は、一般相談、多重債務関連相談ともに増加し、合計1万1354件で、その前の年と比べて1,236件増えています。

多重債務関連相談では、貸付自粛制度に関する相談が4,994件で、前年度と比べて648件増加をしています。

苦情処理受付件数では、64件で、前年度と比べて31件増えまして、ほぼ倍増の93%と大きく増加をしています。

苦情内容を見てみると、その前の年と比べてあまり大きな変化はないのですけれども、事務処理という項目が若干減って、請求に関するものが微増となっています。右のグラフを見ていただければと思います。

次の2ページ目、若年者・若年層に関する相談ということで、2024年度の24歳以下の若年者・若年層に関する相談は726件ということで、前年度と比べて60件増加をしております。従来同様に本人のことを心配した家族とか親族の方からの相談が圧倒的に多いということで、これは7割を超えているということです。右の下の円グラフを見ていただければと思います。

18歳、19歳の若年者に関する相談は81件ということで、その前の年とほぼ変わらないのですけれども、微減ということです。成年年齢引き下げに伴いまして私どもの協会で開設しました若年者金融トラブルホットラインというのがありますけれども、これにつきましては件数が少なく9件ということです。これは10代、20代、本人からの相談件数のみでカウントしておりますけれども、前年と比べても3件減ったということで、その前の年に引き続き、18歳、19歳、若年者の本人が多重債務に陥ったという相談は、この中ではありませんでした。

続いて3ページ目、金融トラブル相談ということで、2024年度の金融トラブルに関する相談は678件ということで、前年度と比べまして336件、ほぼ倍増でございます。副業ですか、投資等によって簡単に設けられると洗脳されて、消費者金融複数社から借り入れをする被害者が引き続き増加をしております。男女とも20代の若者からの相談が多く、年代不明を除くと全体の43%ということですので、若者が簡単に副業ですか、投資の詐欺にだまされる事案が増えているということでございます。

4ページ、貸付自粛制度ですけれども、2024年度の貸付自粛受付件数、これは当協会で受けたものでございますが、登録と撤回で6,937件ということで、前の年と比べて1,980件、約4割増しということになっております。

登録の目的なのですけれども、これはギャンブルが止められないというギャンブル癖が最も多くなってございます。前年度と比べて393件ということで増えておりまして、構成比でも4割を超える方がギャンブルを止められずに貸付自粛届を出しておくということになっております。

次の5ページ、生活再建支援カウンセリングということで、昨年度のこのカウンセリングの件数は新規相談者、継続相談者88人に対して合計で370回カウンセリングを行っております。前年と比べると件数的には減ったということでございます。相談の原因なのですけれども、本人に聞きますと、遊行費、飲食費、交際費だとおっしゃる方がいる一方で、家族などの関係者に聞きますと、ギャンブルということが最も多くなっているということでございます。

続きまして6ページ、当協会では他の相談機関さんとも連携を取りまして、相談に関する情報共有ですとか、そういったことを積極的に行っているということでございますので、また、後で見ておいていただければと思います。

貸金業協会からは以上でございます。

○高村相談課長 ありがとうございました。

次に、財務省関東財務局東京財務事務所、岩崎課長、お願いいいたします。

○岩崎オブザーバー 東京財務事務所の岩崎でございます。よろしくお願いいいたします。

先ほど資料の御紹介にあったように、資料7の2、3、4は紙ベースでお配りさせていただいておりますので、まず、こちらの紙資料の説明からさせていただければと思います。

私ども東京財務事務所には多重債務相談窓口ということで2名の相談員が在籍しており、電話もしくは面談で相談対応をしております。3枚とも多重債務相談窓口の御紹介のチラシなのですが、こちらの2枚目、A4サイズの名刺型の大きさのチラシを挟み込んでございます。民生委員の会合等で少しお時間をいただいて、我々の多重債務相談窓口の御紹介をさせていただく時に、こういったチラシを携帯いただき、「もし、借金でお悩みの方がいれば、ぜひこちらの窓口のほうまで御連絡いただきたい」ということで御案内をさせていただいております。

あと、こういうカードホルダーみたいな備え置きができるものをつくっておりますので、もし、本日御出席の方の中で窓口に備え置きできるという方がいらっしゃれば、ぜひお声がけをいただければと思っております。

それでは、資料7の1枚目、多重債務相談の受付状況です。令和6年度の概要ということで、真ん中と右のグラフを御覧いただくと一目瞭然なのですが、令和4年、5年、6年と右肩上がりに相談件数が増加しております。先ほどいろいろなお話がございましたけれども、特に20代、30代の若年層の方がかなり多い。あとは発達障害ですか、精神疾患、もしくはギャンブル依存症、こういったバックボーンを抱えている方からの債務相談

が最近かなり増えているので、相談員もできるだけ丁寧な対応を心がけているところです。

あと、特徴的な相談事例ということで、1点御紹介させていただきます。高齢者の住まいの問題と多重債務ということです。高齢者が年金額に見合わない高額な住宅ローンの返済ですとか、高額家賃の支払いが必要になっているケースがございます。この場合、家賃の安い物件へ転居や持ち家の売却ということを提案させていただくのですが、介護が必要な方や認知症を患っていらっしゃる方がいたりして、持ち家を手放したくないということで、継続して高額な家賃や住宅ローンの返済をしているために多重債務が膨らんでいるという相談が、今年度に入ってから件数として少し多くなってきたかなという状況です。

中には業者の勧めに従って、理解が不十分なままリースバックを希望する事例もあり、もちろんリースバック自体が悪いということではないのですが、リースバックがどういったものかとか、それを利用することによって何年か先にどのようになるのかという理解が不十分なまま、自宅を売却しようとする方もいらっしゃるので、注意喚起も併せてこちらで対応しているという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○高村相談課長 ありがとうございました。

続きまして、東京都福祉局生活福祉部地域福祉課、小林委員、お願いいいたします。資料8になります。

○小林委員 それでは、私からは多重債務者生活再生事業の相談と貸付状況につきまして御説明をさせていただきます。

まず、多重債務者生活再生事業でございますけれども、こちらは私たち東京都と東京都社会福祉協議会、中央労働金庫、生活サポート基金の四者協定に基づきまして実施している事業です。相談を生活サポート基金がお受けしていまして、必要に応じて貸付を中央労働金が実施するというスキームになっております。

資料の1枚目、1番の来所相談・貸付状況の推移を御覧ください。こちらに新規相談件数を記載しておりますが、来所による新規相談件数となっております。最近10年の推移を見ますと、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和2年度に807件と大きく減少しております。これは先ほどもお話に出ましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等に対しまして、国が生活福祉資金の特例貸付、それから、住居確保給付金などの低所得者対策を拡充したことが要因として挙げられると考えております。

その後、令和3年以降は上昇傾向にありますと、令和6年度は1,274件と過去最高

の件数となっております。この背景には先ほど御説明しました国の低所得者対策が終了したことや、物価高の影響があるものと考えております。

続きまして、資料下段、月別の相談件数でございます。上段に令和6年度、下段に令和5年度の件数を掲載しております。月ごとにもそれぞれ増減がありますけれども、全体として前年度と変わっているところはないかなと思います。ただ、先ほど紹介いたしました来所による相談のほか、電話やメールを含めた相談件数のいずれも増加をしているところでございます。

続きまして、資料の2ページ目は相談者の属性についてまとめた資料になっております。左上の①の相談者の職業につきましては、この3年でそれほど大きな変化はないかなと思っております。②の相談者の年代でございます。こちらもこれまで委員からの御指摘もありましたが、当相談におきましても令和元年以降に20代、30代の若年者からの相談割合が増加しております。それから、③の相談内容についてです。例年と同じく生活費の不足が最も多く、次いで令和6年度につきましては住居や転居先の確保が28%と大きく伸びているところでございます。

引き続き来所相談に加えまして、来所が難しい方についてはオンライン相談、メールや電話での相談を活用するなど、相談者の状況に合わせた相談対応に努めていきたいと考えております。

それから、先ほどお話のありました生活福祉資金の特例貸付が返せなくなっている方が見られるという点についてですけれども、私のところで生活福祉資金を所管しております、実施主体である社会福祉協議会ともお話をさせていただく機会があります。生活福祉資金の特例貸付につきましては、一定の要件があるのですけれども、償還の免除ですとか、あるいは猶予といった手続もございます。返済が滞っている方に御連絡をさしあげても連絡がつかないことも多いと聞いておりますが、そういった御相談を受けられますので、生活福祉資金の特例貸付で困っているというような方がいらっしゃいましたら、まずは社協のほうに御相談いただくように御案内いただけますと幸いでございます。

私からは以上です。

○高村相談課長 ありがとうございました。

次に、東京都保健医療局保健政策部健康推進課、小澤課長、お願ひいたします。資料9になります。

○小澤オブザーバー 資料9と冊子の薄いものを配っておりますので御覧ください。私は

毎回、自殺の現状の御紹介をさせていただいているのですが、自殺の現状の数値が年に一度の更新ですので、本日は昨年の後半の会議と同じ数値です。

流れを御覧いただければと思いますが、上が東京都の数字で下が全国の数字になっておりまして、自殺者は新型コロナの流行以降、増加傾向にございます。ただ、既に令和6年分の警察庁統計という別の統計の数値が出ておりまして、それを見ますと、全国では令和5年よりも1割程度の減少がございます。この統計は人口動態統計ですけれども、10月頃に昨年の数値が明らかになるのですが、都の数値も全国の数値も少し下がると思っております。

次に、裏面は自殺の原因・動機の構成比です。黄緑色の経済生活問題を背景に自殺をされたとみられる方はかなりいらっしゃいまして、その中でも赤い枠で囲んでおりますのが多重債務やその他の負債があった方になります。御覧のように特に男性でそうした方の割合が多く、先ほどから若い方の相談が多いというお話がございますが、20代でも多いですし、30代が全体的に最も多くなっております。

自殺される方は背景に平均4つぐらいの問題を抱えていると言われておりますので、例えば鬱病を患って失業してしまい、お金が足りずに借金をして返せなくなってしまったとか、様々な要因が重なっていきます。債務の問題もその一つとして、それを解決につなげることで自殺のリスクが大きく減るものと考えておりますので、私どもの相談窓口でも、多重債務に悩む方がいらっしゃいましたら、関係する御相談を御案内したいと考えております。

毎年、配布のとおり、いろいろな相談窓口を掲載した冊子を作成して、関係機関にもお配りしているのですけれども、この中にも債務の相談の窓口を掲載させていただいている、昨年、JCCOさん、関東財務局さんなどを追加させていただいている。皆様の御相談の中においても、債務以外の悩みごとをお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひリーフレットを御参考に、こういう窓口もあるということを御案内いただけますと大変ありがとうございます。

以上です。ありがとうございました。

○高村相談課長 ありがとうございました。

資料等をいただいた委員からの発言は以上となります。これまでにまだ御発言いただいている委員の皆様からも、各所属機関等で近況についてなど御報告をいただければと思っております。

それでは、席順で申し訳ございませんが、第一東京弁護士会の田中委員、いかがでしょ

うか。

○田中委員 東京の三弁護士会では法律相談センターを運営しております、そこでクレジット・サラ金等による多重債務の相談を受けているところがあるのですが、データを見ても、弁護士会の運営ですからコロナのときはかなり規模を縮小してやっていましたが、1～2年前くらいから通常の運営に戻してきました。令和2年頃は相談件数が底値だったのですが、それ以降はどんどん回復していまして、令和5年度と令和6年度を比べましても、相談件数はかなり増加しているところです。

先ほど日本クレジットカウンセリング協会さんのデータでもありましたとおり、裁判所が発表している破産の件数というのも、ここ数年どんどん増えている状況ですので、多重債務問題については、対応していかなければいけない状況は当分続いていくのではないかと思っております。

ここからは私の個人の肌感覚ですが、ほかの委員会・協議会等で申し上げているとおり、多重債務の原因として詐欺的なものとか、ネットでできるギャンブルなどのせいで多重債務になっている件数が増えている。また、推し活などで債務を負ってしまっているというのが目立つ状況だと思っております。そのあたりに関しては各団体でもある程度対応していただいていると思うのですが、弁護士会でも何か気になることがあれば、また報告させていただきたいと思います。

私からは以上です。

○高村相談課長 ありがとうございました。

続きまして、第二東京弁護士会、笹森委員、いかがでしょうか。

○笹森委員 四谷の法律相談センターを第二東京弁護士会単独で運営しており、そこが2～3年前から法テラスの指定相談場所になったため、法テラスの相談を無料で受けることができるようになりました。それまでもクレサラ相談については、初回無料で相談を受けられましたが、法テラスが使えるということで、四谷では相談件数がかなり増えてきています。法テラスを利用したクレサラ、債務整理の相談というのが6～7割を占めているのではないかという状況で、債務整理の相談が今かなり増えてきているというような実感があります。

そのほかにも、先ほど司法書士会の安藤先生がおっしゃっていたように、家賃の滞納の件も訴訟提起をされたと相談に来られる方が多く、結局それも多重債務の問題、実はほかにも負債があって家賃が払えず、訴訟になったから弁護士のところに来たけれども、困窮

していて支払いが難しいというのも結構見受けられる状況です。

以上です。

○高村相談課長 ありがとうございました。

全国クレサラ生活再建問題被害者連絡協議会の中村委員、いかがでしょうか。

○中村委員 中村です。今日、皆様の御報告で相談が増えているという状況と伺っていますけれども、私たちのところは広報活動が今のインターネット時代にうまく合わせられておらず、相談の数が低迷したままなので、今後は広報活動を頑張って相談を増やしていくべきと思っております。

○高村相談課長 ありがとうございました。

同じく消費者センター、神原所長、いかがでしょうか。

○神原所長 足立区は皆さんのところと違って、令和6年度については多重債務の相談は50代の方が多く、次は70代で、20代・30代については5年ぶりに減少しているという傾向にありますので、なぜかという疑問はありますが、今後とも相談は継続して行いながら、皆さんのお力添えをいただければと思っております。

○高村相談課長 ありがとうございました。

八王子市の奈良委員、いかがでしょうか。

○奈良委員 事業報告書を机に置いて忘れてきてしまったので記憶をたどってみると、八王子の場合、多重債務が増えたという印象はそれほどではなかったです。ただ、相談の現場から入ってくる情報としては、お子さんがオンラインゲームの課金で、未成年取消ができるお子さんだったのですけれども、190万ぐらい親御さんのクレジットで決済してしまったというので、御家族で話し合ってから、相談に来てくださいというお話をしたところ、しばらく御連絡がなかったので、相談員が自宅にお電話したところ、実は自殺しましたという連絡を受けて、八王子市としては非常にびっくりいたしました。それで夏休み前に、ちょうど7月ですので、ゲーム課金であるとか、オンラインゲームについて注意喚起で小中高に話をしに参ったことがあります。

あと、記憶に残っているところで、推し活、投げ銭の中毒性がある。人に借金をして会社からも借金をして、御主人がいなくなったら奥さんから電話があり、御主人がどこに行つたのか行方不明という御相談がありましたけれども、どうすることもできず、お話を受けるにとどまったという大きな事件がありました。

以上です。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、瑞穂町の水村委員、いかがでしょうか。

○水村委員 瑞穂町は規模の小さい自治体ですので、週に二度だけ窓口を開けてございます。ただ、相談がそれ以外の時も来ますので、そのときは東京都の窓口を紹介させていただいております。

定期的に相談がありますので、何とか窓口を維持して、また、できれば拡大もしたいと思っているのですが、なかなか難しく、報告書で上がってくるものに目を通していると、土地柄なのか高齢者の相談が多いという印象を受けております。あとはインターネット通販で定期契約の注文をしたりとか、その後の処理が分からぬというのがあり、見えないところでお困りになっている人が多いのかなという印象を受けております。

簡単ですが以上です。

○高村相談課長 ありがとうございました。

続きまして、産業労働局金融部、野呂委員、いかがでしょうか。

○野呂委員 我々のほうでも6月に昨年度の東京都の貸金業対策の取組状況について発表しております。その中で、一番多い問い合わせというのは貸金業者の登録があるか否かの確認でした。貸金業者については国または都道府県に登録が必要で、実際に問い合わせのあったうちの約7割が登録のない業者でした。関係機関と行政で対策に取り組んでいるところではありますが、登録のないいわゆるヤミ金業者が、依然、多数存在している状況となっております。

以上です。

○高村相談課長 ありがとうございました。

生活文化局の阿部委員、いかがですか。

○阿部委員 阿部でございます。各委員からいろいろ御報告をいただきましてありがとうございます。

私のほうでは最初に申し上げたとおり、多重債務問題の協議会、全体会を所管しております。今日御報告いただいたもの含め、各部会が活動されているわけですけれども、各部会の情報交換をさせていただいて、都としての対策を進めていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 ありがとうございました。

これで全ての委員、オブザーバーの皆様から御意見をいただいたところではございます

が、意見交換をこれからさせていただきたいと思います。これまでの御報告・御意見等に対して、何か御質問、もしくは御意見がございましたら挙手にてお願ひできればと思います。いかがでしょうか。今のうちに聞いておきたいこととかでも何でも構いません。

では、安藤委員、お願ひいたします。

○安藤委員 手が挙がるまでのつなぎみたいな形ですが、先ほど申し上げた点に関連して、宅建業者が契約する際に説明すると、何で夜逃げの説明をされるのと言われてしまうと思うのですが、特にそういう可能性があると思われるケース、例えば生活保護者の方に住宅を貸すような場合に、宅建業者にこういうことを告知したらどうですかということを、東京都は都知事登録などもあると思うので、可能なのかどうかお伺いしてみたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○高村相談課長 東京都の宅建を扱っているのは住宅政策本部という部所で、そちらとはいいろいろ意見交換をしているのですが、私どものセンターにおいては、そういったお話がまだ出てきてなかったので、次回までの宿題ということでいただいてもよろしいでしょうか。

○安藤委員 そういうことを検討できるかなというアイデアの段階ですので、もし、東京都でそういうことができたら減るかなと思ったので、御検討いただければ幸いです。ありがとうございます。

○高村相談課長 承知いたしました。次回までに確認だけはしておきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに何か、こういったお話でも構いませんし、言いそびれたことでも構いませんので何かございましたらお願ひします。

奈良委員、お願ひいたします。

○奈良委員 議事2で、令和7年度の多重債務110番の実施があるのですが、実は八王子市の場合、センターは第1火曜日が休館日になっており、館 자체を閉鎖といいますか、外部から入れないような状況になっております。そのため、駅を挟んで向こう側にある南口駅前総合事務所で部屋を借りて相談を行っているのですが、動線が悪いのと消費生活の相談であるということで南口に誘導するのが難しい。

また、南口にもいろいろな福祉系の部署が入ってきたために、相談ブースに行くのに分かりづらいという状況があるので、第1火曜日を変更できるのであれば、この2日間というのは非常に有効に相談対応ができると思っている次第です。令和7年度については難し

いと思いますので、令和8年度以降、御検討いただけたらと思います。

○高村相談課長 ありがとうございます。

この後お話をさせていただくことになるのですが、9月につきましては、既にほかの区市が第1月曜日・火曜日のつもりで広報を始めていると思いますので、今からだと難しいかなと思います。申し訳ありませんが、次回以降で検討いたします。

ほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、続きまして、次第の2の協議事項に移らせていただきます。

先ほどお話が出ておりましたが、令和7年度多重債務110番の実施について、事務局から説明をさせていただきます。

○佐々木課長代理 それでは、資料10 令和7年度特別相談「多重債務110番」の実施について（案）となっております。

まず、1の趣旨でございますが、多重債務問題は専門家に相談することで解決するということを広く都民に浸透させることを目的に、東京都、都内区市町村、そして、東京三弁護士会及び東京司法書士会、日本司法支援センター、法テラス等と共に、東京都多重債務問題対策協議会参加各団体のみなさまの協力を得ながら、多重債務110番を実施してまいりますというものです。

次に2の実施期間です。先ほど八王子市の方からの要望があったのですが、今こちらで用意している多重債務実施の案といたしましては、まず、1回目が9月1日の月曜日、2日の火曜日の2日間、2回目が令和8年3月2日の月曜日、3日の火曜日の2日間ということで予定をしているところです。

続きまして3の実施方法になります。まず（1）ですが東京都消費生活総合センター及び都内消費生活センターでは、電話、または来所で多重債務相談を消費生活員が受け付けます。これは通常の相談と同じですが、（2）の「ア 東京モデルや地域独自の取組」を生かして専門家の相談の窓口に確実につなぐ。そして、「イ 法律専門家を配置するセンター」では、法律専門家に引き継ぐという流れで実施していくということです。

この状況を具体的な図にしたもののが資料11となります。資料の図でございますが、まず、一番上の段に都や区市町村の相談員の方がおりまして、ここで相談を受けたものを例えれば弁護士会や司法書士会、もしくは法テラスなどにつないでいくという図になっております。特別相談の際には、こちらの図のほかに専門家の方を区市及び飯田橋のセンターに派遣していただいて対応するというものもございます。

先ほどの資料10に戻っていただければと思います。東京都のセンターにおきましては、弁護士会、司法書士会、法テラス、生活再生窓口、カウンセラーなどの専門家派遣の協力をお願いしており、当日専門家を招聘して相談者が直接相談できるようにいたします。また、希望する区市には弁護士を派遣していただくなど、関係団体の皆様に御協力をお願いすることになっております。

続いて4の広報でございます。(1)から(5)までございますが、広く都民への周知を図るため、多重債務110番関係の広報を予定しております。

こちらの広報についての詳しい内容は、資料12を御覧いただければと思います。まず、報道発表、1のプレスでございますが、7月24日の木曜日を予定しております。併せて、東京くらしWebでも特別相談の実施案内、多重債務に関する相談の告知などを行います。また、X、Facebook、LINE等のSNSも活用してまいります。それから、東京都の提供するテレビ・ラジオなどでも放送の予定となります。

また、ポスターやチラシの配付として、都庁内をはじめ、関係各団体、それから、しごとセンター、駅、競馬場のようなところにもポスターやチラシを配付させていただく予定でございます。

次に6、都営バス車内ステッカー掲出ということで、8月の後半の2週間程度になりますが、巣鴨、新宿、練馬、杉並営業所エリア内で都営バス車内にステッカーを掲出する予定となっています。

そして、7 動画による周知ということで、こちらは昨年度第2回の特別相談で実施したものと同じ形になりますが、日程の部分を差し替えて、くらしWeb、東京都公式YouTube、東京動画、そして、動画配信サイトの広告枠を使用した周知などを行う予定でございます。

また、8、9で記載しているとおり、競馬場や競輪場のほか、御協力いただける電光掲示板、それから10に記載がありますが、サイネージ型スマートポール、渋谷Rakuten Visionなどを利用した周知なども計画しております。

資料12から資料10にお戻りいただければと思います。今、4の広報の詳細として資料12を説明させていただきました。

5、主催ということで、東京都、都内区市町村、それから、東京三弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター、法テラスの関係団体が主催になっております。

また、協力として本日御参加いただいている公益財団法人日本クレジットカウンセリン

グ協会、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務局長様、日本貸金業協会様、東京生活再生相談窓口などの御協力を得まして、当日の特別相談を実施することになっております。

最後に 7 自殺防止対策との連携について、本件の特別相談を実施するに当たりましては「自殺防止！東京キャンペーン」との連携も図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高村相談課長 今年度の特別相談「多重債務 110 番」の実施につきましては、ただいまの説明のとおり、日程については第1回が9月1日、2日、第2回を3月2日、3日のそれぞれ月火として、実施をしたいということで検討しております。

実施方法は資料 10 の令和 7 年度特別相談「多重債務 110 番」の実施についての内容のとおり、皆様と連携をとって実施していくことを御提案したいと思っております。

日程についてですが、先ほど八王子市さんから火曜日について難ありというお話をいただいたのですが、昨年までも火曜日につきましては電話相談のみということで記載をして参加いただいていたかと思います。チラシにはそのように記載をさせていただくということで了承を得ているのですが、それも含めましていかがでしょうかということを諮りたいと思います。

多重債務 110 番の実施に当たりましてはポスターの掲示や広報活動を予定しておりますので十分な周知期間を考えております。このため、早期に日程を確定する必要があり、大変申し訳ないのですが、今年度の分につきましては皆様の御了承を本日いただければと思っております。

区市町の消費生活センターからも広報紙で周知をするなど、いろいろと要件があつて、できれば本日御協議いただきたいと思っております。

以上の提案内容につきまして御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

特に御意見等がないということは、今御提案させていただきました資料のとおりの内容で実施するということでおよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○高村相談課長 何か御提案等がございましたら、後日でも構いませんので御意見等をいただければと思っております。

それでは、令和 7 年度多重債務 110 番の実施につきまして、本案のとおり進めさせて

いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

なお、来年度以降の開催日につきましては、先ほど八王子市さんからも御意見がございましたが、もし、何かほかにも御意見がございましたら遠慮なく言っていただければと思います。次回の第2回のとき、また、来年度の会議のときにまた諮らせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、次第3、その他になります。

全体を通して何か御意見・御質問等がございましたらお願ひいたします。

大丈夫でしょうか。

では、最後に次回の相談部会の日程につきまして、事務局から連絡事項を申し上げます。

○佐々木課長代理 次回、第2回の相談部会の日程についてです。

例年1月に実施をしているところでございますが、今年も例年どおり貸金業部会との合同開催にする予定です。一応1月を予定しておりますが、次回の部会の開催につきましては、後日改めて委員の皆様の御都合を伺い、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 それでは、本日の議事についてはこれで全て終了いたしました。

滞りなく議事を進行させていただき、ありがとうございました。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。これにて終了させていただきます。

午前11時40分閉会